

## 「設置・運営に係る基本条件」（個室型ブース）

この共通仕様書は、さいたま市庁舎管理課所管本庁舎個室型ブース設置・運営事業者公募に関する事項に付随する基本条件について定めるものです。

### 1 個室型ブースの機種、設置及び撤去の条件

- (1) 個室型ブースの設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転等の一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 個室型ブース本体の大きさは、物件調書に定める設置スペース内に設置できるものとする。
- (3) 個室型ブースは、耐震性能がある機種を設置すること。
- (4) 個室型ブースの種類に応じて、発生する光熱水費を計測するメーター（子メーター）を設置すること。ただし、独自に電源等を確保する場合にはこの限りではない。
- (5) 個室型ブース内外に広告を掲示できるものとするが、広告の広告主及び広告内容（以下、「広告内容」という。）について「さいたま市広告掲載要綱」及び「さいたま市広告掲載基準」を遵守するとともに、広告を掲示する場合は、広告内容について市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲示できないものとする。
- (6) 個室型ブースを撤去したときは、原状復旧を速やかに行うこと。

### 2 個室型ブースの運営条件

- (1) 個室型ブースの利用料金は、市場価格に準じ、適正な価格で提供すること。
- (2) 運営時間については、物件調書に定める時間内とし、利用者の入退室時間等を考慮し市と協議により定めること。
- (3) 物件調書に指定がある場合は、その指定に従うこと。

### 3 維持管理

- (1) 事業者は、当該個室型ブース及び付帯の電気設備等にかかる全ての維持管理をその責任において行うこと。
- (2) 消耗品の補充、金銭及び品質管理、清掃など個室型ブースの維持管理は適切に行うこと。
- (3) 光熱水費等は、事業者が負担すること（光熱水費等とは、電気代、ガス使用料、水道料、下水道料、電話料及び公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済の共済基金分担金の額をいう。）。
- (4) 個室型ブースの維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 個室型ブースに連絡先を明記し、利用方法等の問合せ、故障並びに苦情について迅速に対応すること。
- (6) 個室型ブースの機種交換を行う場合は、予め市の承諾を受けなければならない。
- (7) その他、必要に応じ、協議が必要な場合には、市と協議を行うこと。